

歯科衛生士養成所自己点検票

年 月 日 実施

養成所名	学科名及び課程名	科	課程
所在地	修業年限及び定員	年	名
作成者:	役職名	氏 名	

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
1 教員等に関する事項			
(1) 専任教員の配置は各学年各学級ごとに配置し、他に専任教員である教育に関する主任者(教務主任)を1名置いているか	適 □ 否 □	指定規則第2条第4号 指導要領第5-1、5-2	
(2) 指定規則別表の各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち4人以上は歯科衛生に関し相当な経験を有する歯科医師又は歯科衛生士である専任教員であること(設置初年度2人、次年度3人) 1学年に2つ以上の学級を持つ場合は、1学級増える毎に3人置くこと(初年度1人次年度2人)	適 □ 否 □	指定規則第2条第4号 指定規則第2条第4号-2	
(3) 歯科医師又は歯科衛生士である専任教員のうち3人以上は、免許を受けた後4年以上歯科衛生士法第2条に規定する業務を業として行った歯科衛生士であること(設置初年度は1人、次年度は2人)	適 □ 否 □	指定規則第2条第4号-3	
(4) 指定規則別表に掲げる各教育内容を教授するために適当な数の教員を有し、そのうち2名以上は歯科医師であるか	適 □ 否 □	指定規則第2条第4号	
(5) 一教員の担当授業時間数は、1週間あたり15時間を標準としているか	適 □ 否 □	指導要領第5-4	
(6) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する者であるか(医師、歯科医師、歯科衛生士、高等学校教員etc)	適 □ 否 □	指導要領第5-5	
(7) 教員の出勤状況が確実に記録されているか	適 □ 否 □		
(8) 専任教員の出勤状況は学校開講日の少なくとも8割以上は勤務している常勤であるか	適 □ 否 □		
(9) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すの趣旨から、たとえ非常勤であっても、当該養成所の専任教員は臨床実習施設の指導教員にはなっていないこと	適 □ 否 □	指導要領第6-4(1)	
2 学生に関する事項			
(1) 入学資格の審査は確실히行われているか(卒業証明書、卒業見込証明書etc)	適 □ 否 □	指導要領第4-2	
(2) 1学級の定員は10名以上50名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	適 □ 否 □	指定規則第2条第5号、指導要領第4-1	
(3) 入学者の選考は適正に行われているか ※複数面接、筆記試験、合格基準etc	適 □ 否 □	指導要領第4-2	
(4) 進級、卒業に必要な成績の評価基準が明確になっているか	適 □ 否 □		
(5) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する諸記録が確実に保存されているか	適 □ 否 □	指導要領第4-5	
(6) 入学、転学の時期は厳正か、また途中入学が行われていないか	適 □ 否 □	指導要領第4-3	
(7) 出席状況の不良な者、学力が十分でない者等に対する進級又は卒業の措置は適切か	適 □ 否 □	指導要領第4-4	
(8) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか ※学校保健安全法準用	適 □ 否 □	指導要領第4-6	
3 授業に関する事項			
(1) 学則に定められた教育課程は、指定規則別表に定める教育内容であり、かつ確実に実施されているか	適 □ 否 □	指定規則第2条第3号 指導要領第6-1	
(2) 指定規則別表に定める選択必修分野の教育内容については、基礎分野、専門基礎分野又は専門分野を中心に教授するものとし、その選択にあたってはそれぞれの養成所の特色が明らかになるよう特に配慮しているか	適 □ 否 □	指導要領第6-2	
(3) 授業の実施状況が確実に把握されているか	適 □ 否 □		
(4) 授業は原則として、学級毎に行われているか	適 □ 否 □		
(5) 夜間授業は適切であるか(照度等)	適 □ 否 □	(学校環境衛生基準)教室300ルクス以上(推奨500ルクス以上)	
(6) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないか	適 □ 否 □		
(7) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか(振替授業)	適 □ 否 □		
4 実習施設に関する事項			
(1) 臨床実習施設の指導教員が明らかであり、その数は歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であるか	適 □ 否 □	指導要領第8-2(2)	
(2) 臨床実習施設1施設あたりの学生数は2名以上となっているか	適 □ 否 □	指導要領第8-2(2)	

歯科衛生士養成所自己点検票

年 月 日 実施

養成所名

学科名及び課程名

科 課程

所在地

修業年限及び定員

年 名

作成者:

役職名

氏 名

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
(3) 臨床実習施設の指導教員が、歯科医師及び歯科衛生士各1名の場合の受入学生数は3名を標準としているか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第8-2(2)	
(4) 臨床実習施設には、診察室のほか、学生控室(共用可)を有し、指導要領別添3を標準として、必要な設備、機械器具が備えられているか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第8-2(3)	
(5) 臨床実習施設が2カ所以上にわたる場合には、各施設毎に実習内容、期間、学生及び指導教員が明確となっているか	適 ☐ 否 ☐		
5 施設設備に関する事項			
(1) 適正な数の専用である普通教室を有しているか (同時に授業を行う学級の数以上)	適 ☐ 否 ☐	指定規則第2条第5号-2	
(2) 適当な広さの専用の基礎実習室及び実験室を有しているか	適 ☐ 否 ☐	指定規則第2条第6号	
(3) 各教室等の面積は、学生定員に対して適正か (普通教室1. 65㎡/人かつ最低24. 75㎡以上、基礎実習室及び実験室2. 31㎡/人かつ34. 65㎡以上、内法で測定)	適 ☐ 否 ☐	指導要領第7-2(2)(3)(4)	
(4) 基礎実習室及び実験室には電気、ガス、水道及び換気等の設備が設けられているか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第7-2(3)	
(5) 学生の図書閲覧に必要な閲覧机が配置され、図書の格納のために十分な広さを有しているか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第7-2(5)	
(6) 教員室、保健室、専用の更衣室(ロッカー室)、標本・機械・器具・材料等を保管する室、実習に関する準備室及び視聴覚室を有することが望ましいこと	適 ☐ 否 ☐	指導要領第7-2(6)	
(7) 土地、校舎、その他諸設備は設置者が所有することが望ましく、その位置及び環境は教育上適切であるか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第2-2	
6 財政に関する事項			
(1) 養成所の運営は適正であるか (管理運営、財政上の健全性)	適 ☐ 否 ☐	指定規則第2条第8号、指導要領第2-4	
(2) 養成所の経理は明確に区分されているか (養成所以外と)	適 ☐ 否 ☐	指導要領第2-3	
(3) 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は、学則に定める額であり、寄付金等の名目で不当な金額を徴収していないか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第2-5	
7 事務に関する事項			
(1) 各帳簿類は適正に管理されているか 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は5年間保存されていること	適 ☐ 否 ☐	(学校教育法施行規則第28条)	
① 学則 ☐ 日課表 ☐ 学校日誌 ☐ ② 職員名簿 ☐ 履歴書 ☐ 出勤簿 ☐ ③ 学籍簿 ☐ 出席簿 ☐ 健康診断に関する表簿 ☐ ④ 入学者選考及び在校者成績考査表簿 ☐ ⑤ 資産原簿 ☐ 出納簿 ☐ 予算決算に関する表簿 ☐ ⑥ 機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 ☐ ⑦ 往復文書処理簿 ☐			
(2) 原則として、専任の事務職員を配置しているか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第5-6	
8 実習用機械、器具、標本及び模型等			
(1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、指導要領別添2に掲げるものを標準として有しているか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第7-3(1)	
(2) 機械器具、標本、模型及び図書は、適宜補充し更新しているか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第7-3(4)	
9 図書			
図書は、1000冊以上備え、このうち半数以上は専門図書であるか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第7-3(3)	
10 その他の備品			
机及び椅子(同時に授業を受ける学生数と同数)	適 ☐ 否 ☐		
11 その他変更申請及び届出、報告に関する事項			
(1) 変更承認申請は変更する日の6ヶ月前までに、知事あて提出しているか	適 ☐ 否 ☐	施行令第4条第1項、指導要領第1-3	
(2) 変更届は変更した日から1月以内に、知事あて届出をしているか	適 ☐ 否 ☐	施行令第4条第2項、指導要領第1-4	
(3) 毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報告しているか	適 ☐ 否 ☐	施行令第5条	